

平成28年12月定例会

# 河合町議会会議録

平成28年12月8日 開会

河合町議会

## 平成28年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（12月8日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	6
○議案第53号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第54号の質疑、討論、採決.....	14
○議案第57号の質疑、討論、採決.....	15
○議案第58号の質疑、討論、採決.....	16
○議案第47号から議案第52号、第55号、56号、請願第1号の委員会付託.....	17
○散会の宣告.....	17
○署名議員.....	18

河合町告示第23号

平成28年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年12月1日

河合町長 岡井康德

1 期 日 平成28年 12月 8日

2 場 所 河 合 町 議 会 議 場

平成 2 8 年 1 2 月 8 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

## 平成28年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成28年12月8日（木）午前10時15分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第53号 河合町税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第57号 北葛城郡公平委員会規約の変更について

日程第 6 議案第58号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第 7 議案第47号 平成28年度河合町一般会計補正予算について

日程第 8 議案第48号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算について

日程第 9 議案第49号 河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第10 議案第50号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第55号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第56号 奈良広域水質検査センター組合への加入について

日程第15 請願第1号 「議会だより」発行についての請願書

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番 岡田 美伊子

2番 大西 孝幸

3番 清原 和人

4番 馬場 千恵子

5番 吉村 幸訓

6番 岡田 康則

7番 森尾 和正

8番 池原 真智子

9番 西村 潔

10番 疋田 俊文

11番 谷本 昌弘

12番 中尾 伊佐男

13番 辻井 賢治

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	藤岡 和成
教 育 長	竹林 信也	総 務 部 長	福井 敏夫
福 祉 部 長	中尾 博幸	住 民 生 活 部 長	堀内 伸浩
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	竹田 裕昭	教 育 部 長	井筒 匠
総 務 部 次 長	木村 光弘	福 祉 部 次 長	門口 光男
住 民 生 活 部 次 長	岡田 昌浩	政 策 調 整 課 長	森嶋 雅也
安 心 安 全 推 進 課 長	阪本 武司	財 政 課 長	上村 卓也
税 務 課 長	浮島 龍幸	福 祉 政 策 課 長	辰己 環
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	山本 孝典	保 険 ス ポ ー ツ 課 長	上村 豊
認 定 こ ど も 準 備 室 長	佐藤 桂三	住 民 生 活 課 長	上村 英伸
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	中山 雅至	地 域 活 性 課 長	福辻 照弘
上 下 水 道 課 長	石田 英毅	教 育 総 務 課 長	杉本 正範
生 涯 学 習 課 長	上村 欣也		

欠席者

企 画 部 長 澤井 昭仁

特 命 担 当 梅野 修治

---

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀内 一憲

開会 午前10時15分

◎ 開会の宣告

- 議長（疋田俊文） おはようございます。本日、告示第23号をもって平成28年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成28年第4回定例会は成立しましたので開会します。
- 

◎開議の宣告

- 議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。
- 

◎町長のあいさつ

- 議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

- 町長（岡井康徳） はい、議長。

- 議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

- 町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会を召集いたしましたところ、全員元気でお集まりいただきまして、大変ご苦勞様でございます。12月に入りまして1年の早さというものを痛切に感じる時期になってまいりました。どうぞこれからも皆さん健康に十分注意をしていただいて、元気にお過ごしをいただきたいと思います。本日議案第47号から議案第58号の12案件を上程させていただいております。後ほど副町長の方からご説明を申し上げますので、慎重なるご審議を賜りご決定いただきます事をお願いを申しあげまして招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、8番、池原真智子議員、9番、西村潔議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

12月1日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 去る12月1日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月8日より12月15日までの8日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第47号から議案第58号の12議案、請願第1号の1請願を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、12月13日、14日の2日間にわたり審議を再開いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日8日より15日までの8日間と決定します。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者より議案第47号より議案第58号までの12議案について、



提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成 28 年 12 月定例議会に上程致されました、議案第 47 号から議案第 58 号までの 12 議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

議案第 47 号 平成 28 年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 5,201 万 3,000 円を追加し、予算総額を 69 億 2,446 万 6,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。12 ページをお願い致します。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い 869 万 8,000 円の増額と、職員の年度途中の退職や育児休業等により 1,504 万 7,000 円の減額で、差し引き 634 万 9,000 円の減額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明申し上げます。14 ページをお願い致します。

2 款総務費、1 項総務管理費の財政調整基金費 1,570 万 1,000 円の減額につきましては、財源調整による減額となっております。

同じく、2 款総務費、1 項総務管理費の街再生事業費 135 万 8,000 円の増額につきましては、財源となる平成 28 年度地方創生推進交付金の確定に伴う増額となっております。16 ページをお願い致します。

3 款民生費、1 項社会福祉費の社会福祉総務費では、繰出金 107 万円の増額で、介護保険特別会計の保険事業勘定において、制度改正に伴うシステム改修費の増額に伴い、一般会計からの繰り出し金を増額するものです。

障害福祉費では 5,049 万 7,000 円の増額で、内訳としてまして補装具給付等事務費 121 万 4,000 円の増額、自立支援医療給付費 229 万 1,000 円の増額、精神障害者医療給付費 196 万 7,000 円の増額、地域生活支援事業費 743 万 2,000 円の増額、介護給付費 3,759 万 3,000 円の増額で、いずれも給付費等の増加に伴い扶助費を増額するものでございます。20 ページをお願い致します。

3 款民生費、2 項児童福祉費の児童福祉施設費では、賃金 800 万円の減額、需用費 100 万円の減額で、いずれも不用額の減額となっております。次の委託料 2,323 万 8,000 円増額につきましては、私立保育所委託措置児童数の増加による委託措置費の増額となっております。

次の補助金 100 万円の増額については、保育対策総合支援事業として、国庫補助金を受けて、私立保育所保育士の負担軽減のため、保育業務支援システム導入経費の一部補助を行うものでございます。24 ページをお願い致します。

4 款衛生費、2 項清掃費の塵芥処理費 300 万円の増額につきましては、焼却施設の緊急修理に伴う増額となっております。28 ページをお願い致します。

7 款土木費、5 項住宅費の住宅管理費では修繕料 290 万円の増額で、内容につきましては町営住宅等の補修に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 3,076 万 7,000 円の増額。同じく、13 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 302 万 3,000 円の増額。14 款県支出金、1 項県負担金で 1,538 万 2,000 円の増額。同じく、14 款県支出金、2 項県補助金で 284 万 1,000 円の増額。以上、歳入歳出 5,201 万 3,000 円の増額補正となっております。

議案第 48 号 平成 28 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 438 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 18 億 3,416 万 2,000 円とするものでございます。それでは、歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費 214 万円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の増額となっております。

7 款諸支出金、2 項地域介護・福祉空間整備推進費 224 万円の増額につきましては、国の全額補助を受けて、既存高齢者施設等への防火防犯対策を進めるものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 331 万円の増額。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で 107 万円の増額となっております。以上、歳入歳出 438 万円の増額補正となっております。

議案第 49 号 河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、農業委員会等に関する法律の改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員の公選制が廃止されたこと、また、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められたことから、本条例を制定するものでございます。内容につきましては、第 2 条で農業委員の定数を 11 人とし、第 3 条で推進委員の定数を 3 人とするものです。また附則において、本条例を公布の日から施行す

ることと、現行の「河合町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の廃止と、廃止に伴う経過措置を規定するとともに、推進委員の報酬を定めるものでございます。

議案第 50 号、議案第 51 号、議案第 52 号につきましては、平成 28 年度の人事院勧告に基づき、これに準拠して条例の一部を改正するものでございます。

議案第 50 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容は、期末手当の年間総支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

第 1 条で、平成28年度については、12月期の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。第 2 条で、平成29年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第 2 条の規定につきましては平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。また、第 1 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 51 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。主な内容は、期末手当の年間総支給月数を 0.1 月分引き上げるものでございます。

第 1 条で、平成28年度については、12月期の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。第 2 条で、平成29年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第 2 条の規定については平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。また、第 1 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 52 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。主な内容につきましては、まず、勤勉手当につきまして、年間総支給月数を 0.1 月分引き上げる改正でございます。平成 28 年度については 12 月期の支給月数を 0.1 月分引き上げ、平成 29 年度以降は 6 月期と 12 月期の支給月数を、それぞれ 0.05 月分引き上げる改正でございます。また、行政職給料表を平均 0.2%引き上げる改正でございます。さらに、扶養手当について、配偶者に係る手当額の減額と、子どもに係る手当額の増額を、平成 29 年 4 月から段階的に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、勤勉手当の平成 29 年度以降の支給月数の改正

と扶養手当の改正につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

また、勤勉手当の平成 28 年度の支給月数の改正につきましては、平成 28 年 12 月 1 日から、行政職給料表の改正につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 53 号 河合町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことなどに伴い、河合町税条例等の一部を改正するものでございます。主な内容をご説明申し上げます。

まず 1 点目は、第 1 条中、第 19 条、第 43 条、第 48 条及び第 50 条の改正につきまして、個人町民税と法人町民税に係る延滞金の計算期間の見直しを行うものでございます。

納税者にかかる税額について、一旦税額の減額更正がされ、その後さらに修正申告や増額更正されたことにより、納付すべき税額が発生した場合の延滞金の計算において、一定の期間を延滞金の基礎となる期間から控除して計算することとする改正でございます。

2 点目に、同じく第 1 条中、附則第 6 条の改正につきましては、個人の所得申告において、新たに医療費控除の特例が創設されたことに伴う改正でございます。

適切な健康管理のもとで医療用医薬品から自主服薬への代替を進める観点から、一般用医薬品の一部の購入費用につき、平成 30 年度から平成 34 年度までの個人町民税において、所得控除を適用するものでございます。

3 点目に、同じく第 1 条中の附則第 20 条の 2 の改正につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に基づく特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするものでございます。

4 点目は、第 2 条において、平成 27 年 12 月に可決、公布されました河合町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、3 級品紙巻たばこの税率改正に伴う経過措置において、今回の河合町税条例の一部改正に伴い、文言の修正等を行うものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

この条例は平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、附則第 6 条の医療費控除の特例の創設にかかる改正は平成 30 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 54 号 河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に基づく特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とし、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」を含めるものでございます。

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律において政令で定める日から施行するものでございます。

議案第 55 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、町が保有する単独利用が困難な土地で、隣接地と一体利用することによって利用効率が上がる土地につきまして、隣接土地所有者等への売却促進を図るため、時価価格よりも低い価格にて譲渡できるよう規定を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 56 号 奈良広域水質検査センター組合への加入についてでございます。

このことにつきましては、西和衛生試験センター組合の解散に伴い、水道法第 20 条の規定に基づき水質検査を行う必要があることから、本町が、平成 29 年 4 月 1 日より奈良広域水質検査センター組合に加入することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案第 57 号 北葛城郡公平委員会規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合が解散され、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体でなくなるため、規約の一部を変更することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 58 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合の解散に伴い、当組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程致されました 12 案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第 53 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 議案第 53 号 河合町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4 番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） 河合町の税の条例の改正という事ですけども、この条の変更についてはなかなか、第何条、何項と言うだけで理解し難いものがあるんですけども、今説明していただいた中で、附則の第 6 条については、一般住民にも深くかかわる内容だと思います。この点について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島課長。

○税務課長（浮島龍幸） 附則第 6 条の改正を詳しく説明させていただきます。この改正は医療費控除の特例を創設について、改正されたものでございます。医療用薬品から安全性に問題がないと判断された薬局でも販売されている一般薬品への代替を進める観点と自主服薬推進の為、個人が平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間にスイッチ OTC 薬、医療用から転用された医薬品の購入費用が年間 1 万 2,000 円を超えて支払った場合には、その購入費用、年間 10 万円を限度のうち 1 万 2,000 円を超える額を所得控除するものです。スイッチ OTC 薬とはドラッグストアや薬局で販売されている、要指導医薬品及び一般医薬

品の内、医療用から転用された医薬品で医師の処方箋が無くても購入できる薬の事です。対象医薬品は1,492品ありまして、厚生労働省のホームページに掲載してあります。所得控除の対象としましては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族。適用対象期間としましては、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの期間。但し、この特例の適用を受ける場合は従来からの医療費控除との重複適用は受ける事ができません。現行との違いは、現行の医療費控除では、支払った金額が年間10万円以上又は総所得金額の5%を超える必要がありましたが、今回の改正でハードルは下がったと言えます。一例を上げますと、課税所得400万円の人が生計を一にする配偶者その他の親族の分も含め対象医療品を年間2万円購入した場合、対象医薬品の購入金額が2万円で、下限額が1万2,000円で8,000円が課税所得から控除され所得税で1,600円の効果、住民税で800円の効果があるとされています。住民の方に対しての広報等に掲載する予定でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、西村議員。

○9番（西村 潔） 法の改正によって条例を一部修正するというのは、文言等について細かなところがあるわけですね。以前にもお願いしたかもわかりませんが、今回主なところを副町長から出してもらったんですけども、できればこれを別紙のリスト化して分かりやすくしてほしいのが1点。3つ目の説明で外国の居住者に対する税制の改革で分離課税になったという事ですか。外国居住者という定義を今のところ見てないんですけど、この説明をお願いしたいです。外国居住者というのは居住者でないんですね、外国にすんでいる方なのか、6ヶ月以上外国に住んでいたら徴税の対象にならないと聞いているんです。その点についての説明をお願いしたいです。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島課長。

○税務課長（浮島龍幸） 附則第20条の2の改正の方は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に対する法律の規定がされ、特例適用利子及び特例適用配当について取扱いを規定するものであり、同法でいう外国とは平成28年5月25日に交付された外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令によって台湾のみとされています。今回の改正は日本と台湾には政府間の正式な国交がありません。従いまして国と国の約束事である租税条約を提携すること

ができません、そこで平成27年11月26日に両国の民間レベルで二重課税の回避や脱税防止等の租税条約に相当する内容を盛り込んだ日台民間租税取り決めの署名が行われ、この民間レベルの取り決めに日本国内で有効にする為の国内法が平成28年度の税改正で整備されたものです。内容につきましては、台湾国との間で課税上の取り扱いの違う台湾の投資事業組合等を通じる利子や配当の支払いがあり、税率の軽減や適用となる場合には国内居住者である当該投資事業組合の構成員に課すべき利子又は配当にかかる住民税について定めるものでございます。当該投資事業組合等を通じて課す利子や配当の支払いについては、金融機関等に特別徴収義務を課すこともできない為、法律において特別徴収義務の解除規定が整備されました。そこで特別徴収ができなかった住民税について条例において当該国内居住者である構成員に対し、町に対しての申告する義務を課し個人住民で所得割を3%課税することと定めるものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第53号 河合町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。



○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例についても、先ほどの条例と関連するものかと思えますけども台湾国との間での特例という事ですが、他の国との特例でこういった事もあるんでしょうか。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 先ほど、浮島課長の方が答えたとおり日本と台湾との租税上の取り決めという事にして、他の諸外国とは法の整備がされておられませんので今まで同様、非課税扱いでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5 議案第57号 北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第57号 北葛城郡公平委員会規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6 議案第58号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第58号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号から議案第52号、議案第55号、議案第56号、請願

第1号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第7 議案第47号、日程第8 議案第48号、日程第9 議案第49号、  
日程第10 議案第50号、日程第11 議案第51号、日程第12 議案第52号、日程第13 議案第  
55号、日程第14 議案第56号、日程第15 請願第1号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。  
報告します。

議案第47号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第55号、請願第1号を総務常任  
委員会に付託します。

議案第48号を厚生常任委員会に付託します。

議案第49号、議案第56号を経済建設常任委員会に付託します。

---

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますのご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 足 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 西 村 潔